

法律名	湖沼水質保全特別措置法
施行日	昭和60年 平成15年改正
目的	湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（第1条）
対象者	指定された湖沼地域に立地する事業場
規制対象事業規模	一日当たりの平均的な排出水量が50立方メートル以上（施行令第1条）
規制内容等	<p>水質が環境基準満たしておらず、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められる湖沼を、都道府県知事は、指定湖沼・指定地域としている（第3条、現在下記の10湖沼）ので、この指定湖沼・指定地域に一定規模以上のバイオマスの工場を立地する場合、次の規制を受ける。</p> <p>これらの指定地域の中で、規制対象事業規模（一日当たりの平均的な排出水量が50立方メートル）以上の事業場を湖沼特定事業場という（第7条、施行令第1条）。</p> <p>その他、みなし指定地域特定施設として、し尿浄化槽（処理対象人数201人以上500人以下）の設置者（第14条、施行令5条）及び指定地域における指定施設として豚房施設・牛房施設・馬房施設を設置するもの（第14条、施行令6条）も湖沼特定事業場と同様な規制を受ける。</p> <p>湖沼特定事業場から公共用水域に排出される水は、化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごと（以下10指定湖沼）に汚濁負荷量の算定指標と規制基準が定められている（第7条、施行令第2条）。規制基準は、排出水の量、排水基準、湖沼特定事業場の規模別の分布の状況等を勘案し、都道府県知事が定める方法で定められている。</p> <p>1) 釜房ダム貯水池 化学的酸素要求量及び燐含有量 2) 霞ヶ浦 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量 3) 印旛沼 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量 4) 手賀沼 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p>

	<p>5) 諏訪湖 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p> <p>6) 野尻湖 化学的酸素要求量及び燐含有量</p> <p>7) 琵琶湖 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p> <p>8) 中海 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p> <p>9) 宍道湖 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p> <p>10) 児島湖 化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量</p> <p style="padding-left: 2em;">湖沼特定事業場の設置者は、都道府県知事の定める規制基準を遵守しなければならない。（第9条）</p> <p style="padding-left: 2em;">指定地域に施設を設置する事業者は、届出が必要となる。（第15条）</p> <p>1) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名</p> <p>2) 指定施設の所在地</p> <p>3) 指定施設の種類</p> <p>4) 指定施設の構造</p> <p>5) 指定施設の使用の方法</p> <p>6) その他環境省令で定める事項</p>
備考	この法律は、公共用水域を保全する水質汚濁防止法では対処しきれない特定閉鎖水域である湖沼の水質保全を目的としている。指定地域に立地、操業する場合は、特に排水の水質について管理体制が必要
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、 水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（排水管理）
関連法	水質汚濁防止法 ＊特定施設の規定、湖沼の水質の汚濁の原因となる物質の規定等は、水質汚濁防止法の規定を適用する。